

## 「和歌山県幼保連携型認定こども園の認可に伴う基準条例（案） の概要」について

### ○ 学級の編制及び職員に関する基準

学級の編制基準		<p>○満 3 歳以上の園児については、学級を編制</p> <p>○ 1 学級の園児数は原則 3 5 人以下</p> <p>学級・・学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制</p>
職員	職員 (必 置)	<p>○保育教諭</p> <p>学級ごとに担当する専任の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭）を一人以上置く</p> <p>* 保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼任可</p> <p>* 園の学級数の 1/3 の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることが可能</p>
	職員 (置くよう努める)	<p>○調理員 （調理業務の全部を委託する場合は不要）</p> <p>○副園長又は教頭</p> <p>○主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>○事務職員</p>
	職員の数  (教育及び保育に直接従事する者の数)	<p>○配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満 4 歳以上の園児・・・・・・・・おおむね 3 0 人につき一人</li> <li>・ 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児・・・おおむね 2 0 人につき一人</li> <li>・ 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児・・・おおむね 6 人につき一人</li> <li>・ 満 1 歳未満の園児・・・・・・・・おおむね 3 人につき一人</li> </ul> <p>第 1 号及び第 2 号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。常時 2 人を下らない。</p> <p>副園長又は教頭が保育に直接従事する場合 (幼稚園教諭の普通免許状を有しかつ保育士資格の登録を受ける)</p> <p>* 特例 施行日から 5 年間はいずれかを有して入れれば足りるとすること 園長が専任でない場合は、原則、員数を一人増加</p>

### ○ 設備に関する基準

園舎及び園庭	園舎の階数	<p>○園舎は 2 階建以下を原則（特別の事情により 3 階建以上も可）</p> <p>○保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所）は 1 階に設置</p> <p>* 耐火建築物、待避設備、転落防止設備、屋外階段等を備える場合は 2 階設置可</p> <p>* 満 3 歳未満の園児の保育室等に限る、一定の要件を満たせば 3 階以上の設置も可</p>
--------	-------	--

園舎及び園庭	園舎の面積 (必 置)	<p>○園舎の面積は、①と②を合算した面積以上</p> <p>①学級数に応じ算定した面積 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×(学級数-2) ㎡</p> <p>②満3歳未満の園児数に応じ算定した面積 ・乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p><u>*①と②を合算した面積以上</u></p>
園庭の面積 (必 置)	園舎・園庭の位置	<p>○園庭の面積は、①と②のいずれか大きい方の面積[A]と、③の面積を合算した面積以上</p> <p>①学級数に応じ算定した面積 2学級以下 330+30×(学級数-1) ㎡ 3学級以上 400+80×(学級数-3) ㎡</p> <p>② 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 *①か②の面積のいずれか大きい面積・[A]</p> <p>③ 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 <u>*Aと③を合算した面積以上</u></p>
園舎に備えるべき設備	設備 (必 置)	<p>○園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則</p> <p>○乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育が必要な子どもがいる場合)</p> <p>○保育室 } 兼用可 ○遊戯室 } ○保健室 } 兼用可 ○職員室 } *特別な事情があるとき兼用可 ○便所 }</p> <p>○飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 (区別して備える)</p> <p>○調理室 (外部搬入の場合は必要なし) ○調理室を備えないことができる場合 *食事の提供方法を外部搬入とする場合でもなお、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき</p> <p>*白園調理による食事を提供する園児の数が20人に満たない場合であり、必要な調理設備を備えるとき</p>

設備の面積	○設備の面積は各居室に定める面積以上 ・乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
	○学級数を下ってはならない。(満3歳以上の園児に係るもの)
保育室の数	
設備 (努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送聴取設備</li> <li>・映写設備</li> <li>・水遊び場</li> <li>・園児清浄用設備</li> <li>・図書室</li> <li>・会議室</li> </ul>
園具及び教具の 整備	・学級数及び園児数に応じ教育・保育上、保健衛生上、安全上必要な種類及び数の園具及び教具が必要(常に改善、補充)

### ○運営に関する基準

教育及び保育を行う期間及び時間	教育週数	○39週を下らない。
	教育時間	○4時間 (園児の心身の発達程度、季節等に配慮)
食事の提供	教育・保育標準時間	・8時間を原則(園児の保護者の労働時間その他の状況を考慮し、園長が定める。)
	自園調理 献立等への配慮	○保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務 ○園児の健全な発育に必要な栄養量を含むもので、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮し、献立によって行う。
食事の提供 方法の特例	教育の達成目標	○健康な生活の基本として食を営む力の育成に努める。
	外部搬入の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の園児に対する食事の提供について</li> <li>① 食事の提供の責任が園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること</li> <li>② 他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について必要な配慮が行われること</li> <li>③ 調理業務の受託者を、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする</li> <li>④ 園児の年齢及び発達の段階、健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること</li> <li>⑤ 食育に関する計画に基づいた食事の提供に努めること</li> </ul>
子育て支援	内容	・子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援

事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の専門性を十分活用し、地域における教育・保育の需要に照らしたものを適切に提供する体制を整備</li> <li>・地域の人材や社会資源を活用</li> </ul>
掲示	認定こども園である旨の掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設が認定こども園である旨の掲示が必要</li> </ul>
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	人格の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の人格に十分配慮するとともに一人一人の人格を尊重</li> </ul>
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し園の運営内容を適切に説明</li> </ul>
	設備運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備運営基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。設備及び運営を低下させてはならない。(園の目的を達成するために必要な設備を設ける。)</li> </ul>
	職員の資質向上研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研鑽に励み、知識技能の修得、維持及び向上に努める。</li> <li>・職員に対する資質向上のための研修の機会を確保</li> </ul>
	平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>
	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>
	懲戒に係る権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園児に対し、親権を行う場合であって、懲戒に関しその園児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</li> </ul>
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。園は職員に必要な措置を講じる。</li> </ul>	
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する等の措置を講じなければならない。</li> <li>・教育・保育並びに子育て支援について、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。</li> </ul>	
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は、保護者と密接な連絡をとり、教育・保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> </ul>	
他の施設及び設備の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営上必要と認められる場合は、園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。(＊保育に直接従事する職員はこの限りではない。) また、園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。(＊乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所についてはこの限りではない。)</li> </ul>	
幼稚園設置基準の準用	施設及び設備(一般的基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</li> <li>○園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</li> </ul>

学校教育法 施行規則の 準用	教育課程	○園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。
----------------------	------	---

附則

施行	施行期日	○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日から施行する。 ○みなし幼保連携型認定こども園（認可があったとみなされた旧幼保連携型認定こども園）に関する経過措置 施行日から5年間は、職員配置については、なお従前の例によることができる。
既存の施設 からの移行	(旧)幼保連携型 認定こども園に 関する経過措置	○既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の当分の間の特例 (1) 設備の面積は各居室に定める面積以上 ・ 乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 (2) 園庭の面積 ①2学級以下 330+30×(学級数-1)㎡ 3学级以上 400+80×(学級数-3)㎡ ②3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 ①と②の合算した面積以上 (3) 保育室等を2階に設ける場合の待避設備等の要件 (耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える)

	一幼保連携型認定こども園の設置に係る特例— 既存の幼稚園・保育所からの移行	○既存の保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合の当分の間の特例 (1) 園舎の面積 ①1.98㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ②満3歳未満の園児数に応じ算定した面積 ・ 乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて
--	--	--

		<p>得た面積 ①と②の合算した面積以上</p> <p>(2) 園庭の面積 ①3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ②3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 ①と②の合算した面積以上</p> <p>(3) 保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>○ 園庭に関する移行特例 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合の当分の間の特例 * 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にある園庭が確保できない場合の設置の要件 (満2歳のこどもの必要面積に限る) (全て満たすこと) ①園児が安全に移動できる場所 ②園児が安全に利用できる場所 ③園児が日常的に利用できる場所 ④教育及び保育の適切な提供が可能なる場所 満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにすること</p>
--	--	---

○ 和歌山県独自の基準

和歌山県独自の基準	<p>人権擁護</p> <p>非常災害対策</p> <p>安全管理対策</p>	<p>人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。</p> <p>非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かなければならない。</p> <p>安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。</p>
-----------	---	--

国の基準 (「○」従うべき、「・」参酌) で示す。

(参考)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)

( <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/h260430/c1-2-honbun.pdf> ) 内閣府ホームページ